

# 広報わっさお お知らせ版

2026. 2. 20 発行  
NO. 407

編集 総務課情報防災安全係 (TEL32-2421)  
※お知らせ版は全ての人が見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを使用しています

3/11  
(水)

## 無料法律相談会の開催

旭川弁護士会所属の弁護士による「無料法律相談」が次のとおり開催されます。

日頃抱えている問題やトラブルといった悩みを、弁護士と顔を合わせて無料で相談できる有用な機会ですので、ぜひご利用ください。

予約は不要ですので、ご相談を希望される方は直接会場へお越しください。

- 日 時 3月11日(水) 午後1時～午後4時まで
- 会 場 町民センター2階 住民相談室

■総務課庶務係 (TEL32-2421)

## 町外医療機関で接種したワクチン接種費用の助成をしています

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の発症・重症化の予防を目的に、接種費用の一部助成をしています。

助成対象者※1の方で、町外の医療機関でインフルエンザ及び新型コロナワクチンを接種した場合は、接種費用の一部を払い戻しますので、令和8年3月末までに保健福祉センターで手続きをしてください。

【町外の医療機関で接種した場合、払い戻し上限額と申請に必要なもの】

| インフルエンザワクチン   | 種類           | 新型コロナワクチン                             |
|---|--------------|---------------------------------------|
| 2,000円まで<br>接種費用から自己負担額の1,300円を差し引いた額   | 払い戻しの<br>上限額 | 9,100円まで<br>接種費用から自己負担額の6,200円を差し引いた額 |
| 《申請手続きに必要なもの》   |              |                                       |
| ・領収書(明細書含む)      ・予診票のコピー      ・印かん(スタンプ印は不可)<br>・振込口座が確認できるもの(通帳の写し等)      ・母子健康手帳(妊婦のみ) |              |                                       |

※1 助成対象者

| インフルエンザワクチン/新型コロナワクチン        | インフルエンザワクチンのみ             |
|------------------------------|---------------------------|
| ・65歳以上<br>・60～64歳で重症化リスクの高い方 | ・生後6か月～高校3年生相当年齢<br>・妊婦の方 |

詳しい助成内容・助成対象者は、10月3日発行お知らせ版折り込みチラシまたは町ホームページ(QRコード)でご確認ください。



■保健福祉課保健係 (TEL32-2000)

## 保養センター営業時間の変更について

3月1日(日)より、保養センターの営業時間に変更となりますのでお知らせします。



●変更前 午後4時～午後9時



●変更後 午後4時30分～午後9時30分(10月31日まで)

■住民課環境衛生係 (TEL32-2422)

## 確定申告受付中です

- 申告期間 3月13日（金）まで
- 場 所 町民センター1階 子ども会室
- 確認事項

### ①マイナンバーカード

カードをお持ちの方はご持参ください。

お持ちでない方は、通知カードと合わせて本人確認書類をご持参ください。

### ②医療費控除の明細書

明細書を作成し、ご持参ください。（領収書の添付は不要）

### ③給与（年金）の源泉徴収票

申告書を作成する際に提出又は提示していただく必要がありますので、ご持参ください。

### ④控除の支払い証明書

社会保険料控除や生命保険料控除、地震保険控除などを受ける場合は、支払いを証明する書類の添付が必要です。

銀行口座のわかるもの（還付の場合）、確定申告に必要なものをご持参のうえ、ご来場ください。

■住民課税務係（TEL32-2422）



## 個人事業者の方の消費税及び地方消費税の確定申告について

- 申告期間 3月30日（月）まで
- 場 所 町民センター1階 子ども会室
- その他

～令和7年分において課税事業者となる個人事業者の方～

① 令和5年分の課税売上高が1,000万円を超える事業者

② 令和5年分の課税売上高が1,000万円以下の事業者で、令和5年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者

③ 上記に該当しない場合で、令和6年1月1日から令和6年6月30日までの期間（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超える事業者（特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます）

（注）事業の用に供していた建物や機械などの譲渡収入も、課税売上高に含まれます。



e-Tax  
ホームページ

～国税庁ホームページから確定申告（e-Tax）～

消費税及び地方消費税の申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から作成できます。画面の案内に沿って金額等を入力すれば、税務署等に行かずに自宅から申告できますので、ぜひご利用ください。e-Taxに関する情報は、e-Tax ホームページへ

■住民課税務係（TEL32-2422）

## 公営住宅の入居者募集

公営住宅の入居者を募集しています。

| 入居できる住宅  |                          | 間取り   | 家賃※               | 設備等  | 申込条件  |
|----------|--------------------------|-------|-------------------|--|---|
| 公営住宅     | ひまわり団地<br>(字三笠 93 番地)    | 3 LDK | 14,200～           | 住宅により備え付けの設備等が異なりますので、個別にお問い合わせください。   | (1) 和寒町に住所を有する方、又は有することになる方<br>(2) 税及び使用料等を滞納していない方<br>(3) その他法令等による基準に該当の方<br>(4) ペットは飼育不可。暴力団関係者の方は入居できません。 |
|          |                          | 2 LDK | 17,900～           |  |   |
|          | あかしや団地<br>(字三笠 94 番地)    | 1 LDK | 10,200～           |  |   |
|          | 日ノ出団地<br>(字日ノ出 11 番地)    | 3 LDK | 10,900～           |  |   |
|          | もみじ団地<br>(字日ノ出 4 番地)     | 3 LDK | 11,500～           |  |   |
|          | しらかば団地<br>(字三笠 95 番地)    | 3 LDK | 14,600～           |  |   |
|          | 西町団地<br>(字西町 196 番地)     | 3 LDK | 17,600～           |  |   |
| 単身者向賃貸住宅 | ジュネスハウスⅠ<br>(字三笠 95 番地)  | 1 LDK | 18,500～<br>(共益費含) | (共通)電気温水器・IHクッキングヒーター、FFストーブ、照明器具<br>(Ⅰ・Ⅱ)トイレ付ユニットバス、物置、駐車スペース<br>(Ⅲ)ユニットバス、物置付カーポート | (1)～(4)同上<br>(5)満45歳未満の単身者の方  |
|          | ジュネスハウスⅡ<br>(字三笠 95 番地)  |       | 22,700～<br>(共益費含) |  |   |
|          | ジュネスハウスⅢ<br>(字北町 200 番地) |       |                   |  |   |
| 特定公共賃貸住宅 | 若草団地<br>(字三笠 6 番地)       | 3 LDK | 42,000～           | IHクッキングヒーター、石油給湯器  | (1)～(4)同上<br>(5)同居親族がいる方  |

※家賃は収入条件等により変動します。また、住宅によっては共益費を徴収する場合があります。

### ●申込み

建設課窓口にて備え付けの申込書に必要事項を記入し、捺印のうえお申し込みください。

【添付書類】 住民票・所得証明書※ (いずれも入居者全員分)

納税証明書 (町外者に限る)

※本年よりお勤め開始の場合は給与等がわかる書類を提出していただきます。

### ●入居時の必要事項 (申込み時点では不要)

【敷金】

|          |           |
|----------|-----------|
| 公 営 住 宅  | 決定家賃の3か月分 |
| 単身者向賃貸住宅 | 基本家賃の2か月分 |
| 特定公共賃貸住宅 |           |

【連帯保証人】 1名 (保証人の印鑑証明書添付)



■建設課管理係 (Tel.32-2424)

## 奨学資金の貸付制度

町には、経済的理由などにより修学困難な生徒や学生を対象に、無利子で資金を貸与する奨学資金貸付制度があります。

返還期限内に和寒町に戻られてきた方を対象に「ふるさと生活応援事業」として返還の減免制度もあります。

～奨学資金制度内容～

- 対象者 和寒町に住所を有する方の子で、高等学校、専修学校、短期大学、専門学校、大学に在籍する生徒・学生
- 貸与額・償還期間

|                 | 貸与額※ <sup>1</sup> | 償還期間※ <sup>2</sup> |
|-----------------|-------------------|--------------------|
| 高校生             | 月額 10,000 円       | 5 年以内              |
| 専修学校生           | 月額 10,000 円       | 2 年以内              |
| 短期大学またはこれに準ずる学生 | 月額 20,000 円       | 7 年以内              |
| 大学生             | 月額 30,000 円       | 10 年以内             |

※1 更に貸与を必要と認める場合にあっては月額1万円増額して貸与することができます。

※2 償還は、最終学年卒業後から1年以内に開始する必要があります。

- 申請書類
  - ・奨学資金申請書
  - ・在学する学校長の推薦書
  - ・成績証明書
  - ・同一生計の親族全員の収入状況を証明する書類
  - ・合格通知の写し
  - ・連帯保証人及び保証人の収入状況を証明する書類  
(保証人の方は町外可)
- 申込み 3月25日(水)までに、教育推進課庶務学校教育係へお申し込みください。  
※年度の途中でも随時受付しますので、ご利用ください。
- 減免制度 ふるさと生活応援事業(平成27年度以降に卒業し返還を開始する方から対象)
  - ①返還期限内に和寒町に住所を有し、居住している方に対し、償還額の1/2を減免
  - ②医師免許取得者で返還期限内に和寒町に住所を有し、居住している方、また和寒町にある事業所で常勤の医師として就労している方に対し、償還額を全額減免

■教育推進課庶務学校教育係 (Tel32-2477)

## 「英語」「漢字」「数学」の検定料の一部を助成

生涯学習活動を推進するため、検定料の一部を助成しています。

令和7年度中に検定を受けた方は、申請を忘れないようご注意ください。

- 対象者 高校生以上の町民で、助成対象検定を受験し、検定料の全額を支払った者または保護者
- 助成金額 検定料の2分の1以内
- 対象検定 英語検定、漢字検定、数学検定(1人につき、それぞれ年度内1回のみ)
- 申請場所 公民館窓口
- 必要なもの 検定結果通知書または検定料の領収書、印鑑、振込口座が確認できるもの(通帳の写し等)



■教育推進課社会教育係 (Tel32-2477)

## セルフメディケーションで医療費節約！

セルフメディケーションとは『自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること』です。自分の健康を守り、医療費の節約につなげましょう！

### こんなこともセルフメディケーションです

①

運動やバランスの取れた食事、十分な睡眠などで、病気になりにくい体を作る



②

年1回は健康診査を受ける



③

市販薬（OTC 医薬品）を使って自分で手当てする



### 確定申告でセルフメディケーション税制を使えばお得！

一部の市販薬「OTC 医薬品」を年間 12,000 円を超えて購入した場合、確定申告により、超えた分の金額が総所得金額等から控除されるものです。

控除を受けられる方は、特定健診やがん検診などの定期健康診断を受診している方が対象です。

詳細は、厚生労働省のサイトをご確認ください。



【こんな薬が減税措置の対象になる可能性があります】

- ・かぜ薬
- ・胃腸薬
- ・鼻炎用内服薬
- ・水虫、たむし用薬
- ・肩こり、腰痛、関節痛の貼付薬など



■住民課税務係（TEL32-2422）

## 自衛官等募集事務にかかる対象者情報の提供及び除外申請

自衛官等募集事務は、自衛隊法第 97 条第 1 項において市町村の法定受託事務と定められており、また自衛隊法施行令第 120 条第 1 項では資料の提出を求めることができるとされています。

本町では、自衛隊職員が役場で住民基本台帳を閲覧し、自衛官および自衛官候補生の募集のために必要な住民基本情報のうち、「住所・氏名・性別・生年月日」を書き写すことで情報提供を行っています。

### ●自衛隊への情報提供を望まない方

法令等の根拠に基づき提供ではありますが、自衛隊にご自身の個人情報の提供を望まない方への配慮として、申請をしていただくことで自衛隊への提供情報から除外いたします。

○対象者 本町に住居登録がある日本国籍を有する方のうち、情報提供を行う年度に 18 歳および 22 歳に到達する方

【令和 8 年の対象者】

18 歳：生年月日が平成 20 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日までの方

22 歳：生年月日が平成 16 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までの方

※申請は情報提供対象期間のみ有効となります。（18 歳到達年度で除外申請を行った方が 22 歳到達年度でも除外を希望する場合は、再度申請が必要となります。）

○申請期間 2 月 20 日（金）～ 3 月 31 日（火）まで

○申請方法 除外申請書を提出（本人確認書類必要）

申請書は町のホームページからダウンロードしてください。

ダウンロードができない方には総務課窓口でお渡しします。

○提出先 総務課庶務係

詳細は町ホームページをご覧になるか、総務課庶務係にお問い合わせください。



■総務課庶務係（TEL32-2421）